平成３０年度第２回　稲沢市地域公共交通会議　会議録

【日　時】平成３０年１０月１０日（水）午前１０時００分から午前１１時５０分まで

【場　所】稲沢市役所　２階　政策審議室

【出席委員数】１８名

【傍聴者数】９名

【議事次第】

１　あいさつ
　　嶋田会長

２　議事
　　報告事項１　稲沢市コミュニティバス及びコミュニティタクシーの利用状況等について
　　報告事項２　『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更案に対するパブリックコメント募集結果について
　　協議事項１　『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更について

３　その他

【議事内容】

２　議　事

報告事項１　稲沢市コミュニティバス及びコミュニティタクシーの利用状況等について

○　資料番号１に基づき、平成２６年１１月４日（火）から平成３０年８月３１日（金）までの期間における「コミュニティバス及びコミュニティタクシーの利用状況」等を説明した後、資料番号１－２、資料番号１－３に基づいて、停留所別乗降者数並びに運行便別利用者数について説明を行った。

【主な意見】

・　資料番号１－３における支線の利用者数は、資料番号１－２と同じ運行日数におけるものか。

→　資料番号１－３の数値に関しましても、資料番号１－２と同様に５月の支線の運行日数である２４日分の数値となります。

報告事項２　『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更案に対するパブリックコメント募集結果について

○　資料番号２に基づいて、平成３０年８月６日（月）から９月１０日（月）までの期間に実施した、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更案に対するパブリックコメント募集に対する意見及び市の考え方について説明。

【主な意見】

・　平和線においては、今回の「運行事業計画」の見直しによって、路線が大幅に変更されるため、コミュニティバス路線が通らない地域においては、コミュニティタクシーの利用により確実に移動手段を確保することができるよう利用者に対して周知していただきたい。

　また、コミュニティタクシーの予約については、地区によって異なっているが、市内全域において配車の『２時間前まで』から『１時間前まで』に変更することを検討してもらいたい。

→　コミュニティタクシーの予約時間については、予約を受けてからの配車の手配、タクシー車両の乗り場までの移動時間を考慮し、エリアごとで設定いたしました。今後は、利用の実態を注視していくとともに、運行事業者と調整し、より使いやすいよう改善に努めてまいります。

・　新路線や停留所の新規設置の要望も多数見受けられるが、希望者のうち実際に利用するのは１～２割の人に留まるという調査結果もあり、利用者・希望者の意識と実態が結びつかないということが多々見受けられる。

　路線を縮小する平和地区の方々に対し、コミュニティタクシーの活用によって移動手段を保証していることをご理解いただけるよう説明されたい。

協議事項１　『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更について

○　資料番号３－１、３－２、３－３に基づき、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』変更について事務局より説明を行った。質疑応答後、**今後、事務を進めて行く中で、『同事業計画』の更なる変更が生じた場合は会議の開催又は書面にて協議をすることを前提とした上で、原案ど**

おり合意を得た。

【主な意見】

・　本変更案について、道路管理者及び各所管の警察との調整はどのようになっているか。

→　*本変更案につきましては、市道を所管する本市用地管理課、県道を所管する一宮建設事務所維持管理課と事前協議を行い、いずれも「保安上問題なし」との意見をいただいております。*

稲沢警察署交通課より、変更路線（案）の設定にあたっては「小正小学校の通学路」付近の中型バスの運行路線の設定に関し、小学校等関係機関と十分に協議を行った上で調整するよう指導いただくとともに、「本町通り・大正通り」への運行に際しては十分に注意して運行を行うよう併せて指導いただきました上で、「交通保安上の支障については問題なし」との意見をいただいております。

なお、現在、バス停留所・コミュニティバス接続便乗り場の設置場所を確定するため、稲沢警察交通課長に御同行いただき、実際の現場におきまして、周辺の状況を勘案しながら、設置場所の選定を実施しているものでございます。

また、今回の変更におきまして、「大里線」の一部が「あま市」を通過するため、あま市を所管する津島警察署交通課、同市の県道を所管する海部建設事務所維持管理課に書面にて協議を行い、それぞれから「保安上問題なし」との意見をいただいております。

・　中央線の時刻表について、各便の始発の時刻に若干の変更がみられるが、名鉄国府宮駅においての列車との連動は考慮されているのか。

→　*国府宮駅の発着については、「急行」からの乗り継ぎを主眼に置いて時刻表を設定しております。*

・　ＪＲ稲沢駅においては、稲沢中央線の発着時刻と列車の発着時刻がほぼ同時刻となっているが、この点は検討されているか。

→　*停留所「ＪＲ稲沢駅西口」のバス発車時刻は列車の発着とほぼ同時刻となっております。*

JR 稲沢駅の列車が１５分サイクルであること、ホームからバス停

留所設置場所までの距離があることを考慮するとともに、路線全体の乗り継ぎを検討し、時刻表の作成を行ったものであります。

ＪＲ稲沢駅の列車との連動については、事務局と調整させていただきます。

・　資料番号３－１　Ｐ．６のコミュニティタクシーの名称を「コミュニティバス接続便（愛称：コミバスミニ)」に変更したいとの考えを提案されているが、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの利用方法が定着すれば、説明文のような名称である必要がなくなるのではないか。

・　愛知県内においては、コミュニティバス等に愛称を持たせている市町村は多い。コミュニティタクシーのみならず、コミュニティバスにも愛称を付けてはいかがか。

・　新名称について、一般公募してはいかがか。清須市は「あしがるバス」との愛称で運行しており、バスと市の特徴をよく捉えており、名称も定着していると考える。

稲沢市においては、利用者がコミュニティバスを「いなッピーバス」と呼んでいるのを耳にする。公募が難しければ、当面この名称を採用してはいかがか。

→　*市民の関心を踏まえると、公募による利点は理解できます。しかしながら、平成３１年４月１日付けでの運行計画変更に向けた手続きを考えますとこのタイミングで公募するというのは非常に困難であると考えますので、本件につきましては今後の検討課題とさせていただきます。*

名称については、現在、稲沢市において導入を検討している外出支援事業「おでかけタクシー」との混乱がないよう名称を定めてまいりたいと考えております。

なお、改正後の時刻表には「(旧名：コミュニティタクシー)」の記載をすることを検討しております。

・　大里線のうち大里東地区の運行範囲は路線全体の半分に満たない。次回の運行計画変更の際には、井之口地区、清洲駅周辺、北市場地区などの大里東地区の住民の利便性も考慮していただきたい。

→　*今後の『同計画』変更の際には、市内全体のバランスを見ながら、同地区への路線設定についても検討してまいります。*

・　井之口地区、清洲駅周辺、北市場地区の道路状況はどのようになっているのか。

→　*井之口地区は運行できる道路は整っていますが、鉄道駅に近いためバスの利用者は多くはないと考えております。また、清洲駅周辺はこれまでも実測を重ねてまいりましたが、日下部の踏切通過時間が問題であるとともに、清洲駅ではバスの転回場所が確保できないため、現状では路線設定が困難であると考えております。*

・　平成３１年４月１日の「運行事業計画」変更について、市民へはどのように周知していくのか。

・　コミュニティタクシー乗り場は、時刻表のない『バスに準ずる移動手段』であると理解している。住民に対し、各コミュニティタクシーのりばから接続できる停留所について十分な案内、説明ができれば、コミュニティバスとコミュニティタクシーとで差異がないことを市民に理解してもらえるのではないか。

→　*総合時刻表の配布以外に、市の広報に挟み込むかたちで、６～８ページのコミュニティバス特集号を作成し、市内全世帯に配布することを検討しております。*

・　他の方法として、バスの乗り方教室を開催するなど、住民一人ひとりに直接伝わる形式が効果的であると考える。公民館等で団体が集まる際に説明会等を実施してはいかがか。

・　現在の利用者に対して、早めに周知することが最も重要ではないか。

・　コミュニティバスの利用促進に係り、まちづくり関係者に声をかけ、利用者を増やしていくという方法、あるいは無料券を配布するなど市民に親しみやすい啓発方法等を考えていっていただきたい。

→　*路線や時刻表の変更、利用案内につきましては、出前講座やCATV*

運行車両内への説明資料の掲示等により、早期の周知を行ってまいります。

３　その他

・　愛知県振興部交通対策課より「エコモビリティライフ県民の集い２０１８」について案内資料を用いて説明。

・「今後の『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』のスケジュール（案）について」、「『おでかけタクシー』の実施について」及び「停留所『堀之内』付近の道路規制に伴う運行路線の変更について」事務局より説明。

・　次回の会議開催については書面にて案内。

以上で閉会した。